

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県福祉のまちづくり条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正）

第1条 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特別特定建築物の追加） 第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるも	（特別特定建築物の追加） 第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるも

のとする。

(1) 略

(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所（以下「公益事業の事務所」という。）

(3)～(6) 略

のとする。

(1) 略

(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所（以下「公益事業の事務所」という。）

(3)～(6) 略

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第2条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外) 第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に</p>	<p>(適用除外) 第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に</p>

規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用

（4）～（9） 略

規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用

（4）～（9） 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。